次に掲げる額の合算額

イ　当該市町村において当該年度の前年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料（介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を除く。）の総額を同年度の賦課期日における被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象被保険者等の属する世帯（賦課期日において、施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第五項又は地方税法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。）に属する被保険者（以下この号において「特例対象者」という。）の総数を乗じて得た額と、当該市町村において同年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額を同年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象者（介護納付金賦課被保険者の総数で除して得た額の合計額から、同年度の法第七十二条の三第一項の規定による繰入金に相当する額のうち特例対象者に係る額及び同年度に納付すべきものとして賦課された特例対象者に係る保険料の総額を控除した額に十二分の三を乗じて得た額

ロ　当該市町村において当該年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料（介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を除く。）の総額を同年度の賦課期日における被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象者の総数を乗じて得た額と、当該市町村において同年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額を同年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の総数を乗じて得た額の合計額から、同年度の法第七十二条の三第一項の規定による繰入金に相当する額のうち特例対象者に係る額及び同年度に納付すべきものとして賦課された特例対象者に係る保険料の総額を控除した額に十二分の九を乗じて得た額

第七条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　当該市町村の属する都道府県において、当該都道府県が定める広域化等支援方針において法第六十八条の二第二項第四号に掲げる事項として保険料の納付状況の改善に関して必要な措置を定めていると厚生労働大臣が認める場合には、当該市町村については、前二項の規定は、適用しない。

附則第二条の表第四条第一項第一号の項中

読	第七十条第三項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十条第三項
	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項

を

第読	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項

に改め、同表第四条第一項第三号の項中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九に規定する基準」を「地方税法第七百三条の五に定める基準（施行令第二十九条の七の二第二項又は同法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合においては、施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第五項又は同法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えた同法第七百三条の五に定める基準とする。）」に改め、同表第六条第一号の項の次に次のように加える。

第六条第二号	被保険者における被保険者（特例対象者	一般被保険者における一般被保険者（一般特例対象者
	介護納付金賦課被保険者の	介護納付金賦課被保険者（一般被保険者に限る。）の

附則第二条の表第六条第二号の項中「第六条第二号」を「第六条第三号」に改める。

附則第四条（見出しを含む。）中「平成二十年度及び平成二十一年度」を「平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度」に改め、同条の表第四条第一項第一号イの項及び第四条第一項第一号ロの項中「附則第十九条第一項第二号に掲げる額」を「附則第十九条第一項第一号に掲げる額（法附則第二十六条第三項の規定により都道府県が特別の方法を定めた場合にあっては、算定政令附則第二十条の二第一号イ又は第二号イに掲げる額）」に改め、同表第四条第一項第一号ハの項中「及び当該年度の基礎賦課額に係る繰入金に」及び「並びに当該年度の基礎賦課額に係る繰入金に」を削り、「附則第十六条第一号」を「附則第十六条の二第一項」に改める。

附則第五条中「第六条第三号から第八号まで」を「第六条第四号から第九号まで」に改める。

附則第七条の次に次の一条を加える。

（平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度における特別調整交付金の算定に関する特例）

第七条の二　平成二十二年度から平成二十五年度までの各年度における第六条第二号の規定の適用については、同号中「第七十二条の三第一項」とあるのは「第七十二条の三第一項及び附則第二十四条第一項」と、「及び」とあるのは「並びに」とする。

附則第八条中「前条」を「附則第七条」に、「第六条第五号及び第六号」を「第六条第六号及び第七号」に改める。

（旧国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令の一部改正）

第四条　健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる旧国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三を第一条の四とし、第一条の二を第一条の三とし、第一条第一項中「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。